

平成28年度から軽自動車税の税額が変わります

平成26年度税制改正において、軽自動車税と小型の普通自動車との間の税負担水準格差の見直しやグリーン化を進める観点から、軽自動車税の標準税率の引き上げなどが行われました。本市においても、この改正を踏まえた市税条例の改正により、軽自動車税の税率を次のとおり変更します。

①四輪の軽自動車など

「最初の新規検査」の年月により、新税率が適用されます。「最初の新規検査」の年月とは、初めて車両番号（ナンバー）の指定を受けた年月のことで、自動車検査証の「初度検査年月」に掲載（右図参照）されています。

番号 〇〇〇 自動車検査証 平成 27年 4月 1日 軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	所有者・事業者の種別	車体の形状				
愛媛580ゆ〇〇〇〇	平成27年4月1日	平成19年1月	軽自動車	乗用	自家用	箱型				
車台番号	乗車定員	最大積載量	総重量	車体幅	長さ	幅	高さ			
ABC-123456	4人	kg	1130kg	339cm	147cm	163cm				

最初の新規検査の年月

- 条件**
- 下表①…最初の新規検査が平成27年3月31日以前の車両
 - 下表②…最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両
 - 下表③…最初の新規検査から13年以上が経過した車両（新税額）

四輪の軽自動車などの税額

区分			税額		
			①	② ※1	③ ※2
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※1 ②の条件の車両は、平成27年度から税額が引き上げられています

※2 平成28年度は、平成14年12月までに最初の新規検査を受けた車両が対象となります。ただし電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除きます

■平成28年度のみグリーン化特例（軽課）が適用されます

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに「最初の新規検査」を受けた車両は、排出ガス性能や燃費性能の条件に応じて、平成28年度分の軽自動車税の税率が軽減されます。

- 条件**
- 下表①…電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）
 - 下表②…乗用は平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物は平成27年度燃費基準+35%達成車
 - 下表③…乗用は平成32年度燃費基準達成車、貨物は平成27年度燃費基準+15%達成車

グリーン化特例の対象車と軽減率

区分			現行税額	グリーン化特例による税額 (平成28年度のみ)		
				①	②	③
三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

※ガソリン車及びハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限ります
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています

②原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

下表の車両については、購入や登録の時期にかかわらず、平成27年度分から改正後の税率が適用される予定でしたが、平成27年度税制改正により適用期間を1年間延期し、平成28年度分の軽自動車税から適用されます。

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車などの税額

区分		改正前 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度から)	区分		改正前 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度から)
		原動機付自転車	50cc以下			1,000円	2,000円
	50cc超~90cc以下	1,200円	2,000円	小型自動二輪 (250cc超)	4,000円	6,000円	
	90cc超~125cc以下	1,600円	2,400円	小型特殊自動車	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	農耕作業用	4,700円	5,900円	
				その他			

※ボートトレーラーなど2輪の被牽引車は「軽二輪」に含まれます